

令和 4 年度 新居浜市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年度新居浜市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 536,310 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54,941,229 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加は、「第 2 表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

2 債務負担行為の変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加は、「第 5 表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第 6 表 地方債補正」による。

令和 4 年 12 月 6 日 提出

新居浜市長 石川 勝 行

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		10,990,101	245,912	11,236,013
	1. 国庫負担金	6,797,873	9,338	6,807,211
	2. 国庫補助金	4,175,971	236,574	4,412,545
16. 県支出金		4,065,056	16,638	4,081,694
	2. 県補助金	1,078,340	16,638	1,094,978
19. 繰入金		1,610,009	214,460	1,824,469
	1. 基金繰入金	1,610,009	214,460	1,824,469
22. 市債		4,716,900	59,300	4,776,200
	1. 市債	4,716,900	59,300	4,776,200
歳入合計		54,404,919	536,310	54,941,229

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,802,173	22,040	5,824,213
	1. 総務管理費	4,779,932	22,040	4,801,972
3. 民生費		22,650,139	227,700	22,877,839
	1. 社会福祉費	11,327,289	7,472	11,334,761
	2. 児童福祉費	9,062,813	220,228	9,283,041
4. 衛生費		4,183,593	10,627	4,194,220
	1. 保健衛生費	1,755,234	10,627	1,765,861
6. 農林水産業費		989,048	4,000	993,048
	2. 林業費	356,757	4,000	360,757
7. 商工費		1,964,502	154,004	2,118,506
	1. 商工費	1,964,502	154,004	2,118,506
8. 土木費		5,954,594	7,000	5,961,594
	5. 都市計画費	2,571,878	7,000	2,578,878
9. 消防費		1,543,829	5,201	1,549,030
	1. 消防費	1,543,829	5,201	1,549,030
10. 教育費		5,735,581	35,023	5,770,604
	2. 小学校費	592,769	25,465	618,234
	3. 中学校費	420,937	6,077	427,014

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
	5. 社会教育費	1,008,154	2,115	1,010,269
	6. 保健体育費	1,844,340	1,366	1,845,706
11. 災害復旧費		30,000	70,715	100,715
	1. 農林水産業施設災害復旧費	20,000	41,329	61,329
	2. 公共土木施設災害復旧費	10,000	27,010	37,010
	3. 文教施設災害復旧費	0	2,376	2,376
歳出合計		54,404,919	536,310	54,941,229

歳入歳出予算補正

(歳 出)

千 円

第2表 継続費補正

追加

千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	5 都市計画費	都市計画策定費	12,610	令和4年度	7,000
				令和5年度	0
				令和6年度	5,610

第3表 債務負担行為補正

追加

千円

事 項	期 間	限 度 額
道 路 整 備 事 業	令和4年度から令和5年度まで	15,000
新居浜市総合文化施設春季特別展開催委託料	令和4年度から令和5年度まで	11,263

第4表 債務負担行為補正

変更

千円

事 項	変 更 前		変 更 後	
新 居 浜 市 斎 場 管 理 委 託 料	期 間	令和4年度から令和8年度まで	期 間	令和4年度から令和8年度まで
	限度額	313,100	限度額	338,620
新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設管理委託料	期 間	令和2年度から令和6年度まで	期 間	令和2年度から令和6年度まで
	限度額	770,000	限度額	800,000

第5表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年災害復旧事業	千円 55,300	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越しして借入れすることができる。	年3.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） %	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	55,300	—	—	—

第6表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
防 災 対 策 事 業	千円 313,800	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	% 年 3.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 317,800	補正前に同じ	% 補正前に同じ	補正前に同じ
計	4,716,900	—	—	—	4,720,900	—	—	—